

県と市町村とのまちづくりに関する連携協定について

1. 趣旨

- 人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者をはじめとする住民が安心して健康で快適な生活環境を実現することが重要であり、地域性を活かした、賑わいのある住みよいまちづくりを進めるためには、その中心となる拠点への都市機能の集積や低未利用地の活用など、拠点を再整備することが必要。
- 県は、広域的な観点から、地域創生に資する、駅、病院、社寺、公園などの拠点を中心としたまちづくりを進め、その特色に応じた機能の充実・強化を図るとともに、拠点間相互の連携を強化することによって、県全体として総合力を発揮する都市形成を目指す。
- まちづくりに前向きでアイデアや熱意のある市町村において、その方針が県の方針と合致するプロジェクトについては県と市町村で連携協定を締結し、協働でプロジェクトを実施。

2. 連携協定の必要性

県管理施設の改修や県有地の活用などの県事業と市町村のまちづくりを一体的に検討することにより、効率的なまちづくりが期待できる。

3. 連携協定の基本的な進め方

プロジェクトの進捗にあわせ、段階的に以下の協定を締結し、市町村のまちづくりを支援。

①包括協定【市町村単位】

- ・まちづくり基本構想の策定を目指す。
- ・協働での基本構想策定等、県から市町村に対し、技術支援を実施。

②基本協定【地区単位】

- ・基本構想に基づき、事業計画等を策定し、事業内容や事業主体の決定を目指す。
- ・事業手法の紹介や関係機関との調整を円滑に進めるための支援など、技術支援を実施。

③個別協定【事業単位】

- ・市町村事業に対し、県費補助や県有資産の譲渡額減額など、県が財政支援を実施。

4. 県の支援概要

○包括協定・基本協定段階

- 補助対象： まちづくり基本構想・基本計画、立地適正化計画の策定に必要な経費
- 補助率： 市町村負担額の1/2
- 補助上限額：基本構想・基本計画あわせて20,000千円/地区
- 補助対象期間：事業毎に2年以内

○個別協定段階

①ハード事業への県費補助

- 補助対象： ・まちづくりの中心となる拠点施設の整備や拠点施設周辺の公共インフラの整備等に係る事業に要する経費
- ・原則、連携推進区域※1内で行われる事業で、基本構想または基本計画において事業が明確に位置づけられている事業を対象とする。
- ・原則、国の財政支援(国庫補助金又は交付税措置)がある事業を対象とし、使用料収入等を主な財源として運営を行う施設や県との役割分担、すみ分けの観点から市町村が整備すべき施設に係る事業は対象外とする。※2
- ・個別具体の事業の取扱いが協議により知事が決定。

例 対象施設： 観光案内所、駅、駅前広場、公園、地域包括ケアシステム関連施設、子育て支援関連施設、文化関連施設、駅ナカアンテナショップ、バスターミナル、無電柱化、(遊)歩道、拠点施設へアクセスする市町村道※3
対象外施設： 病院、公営住宅、庁舎、駐車場

- ※1 地区の基本構想または基本計画において、連携によるまちづくりの検討や事業の実施を行う区域として設定するもの
 - ※2 ただし、本来県で整備すべきまちづくりの中心となる拠点施設等に関して、市町村が整備する事業については、補助対象とする。
 - ※3 地域における主要なアクセス道で、2車線以上の道路との接続部分からまちづくりの中心となる拠点施設までの区間内を対象とする。
- 補助率： 原則、市町村の公債費のうち、地方交付税算入額を差し引いた額の1/4
補助の方法：事業年度の翌年度に一括で補助

②ソフト事業への県費補助

- 補助対象： ・地区の持続的発展や活性化を企図した、賑わいづくりの「イベント※4」や「地域における移動の確保等」に資する取り組みに要する経費
- ・原則、連携推進区域内で行われる事業で、基本構想または基本計画において事業が明確に位置づけられており、まちづくり拠点施設と一体となって効果を発現する事業を対象とする。
- ・原則、地域住民生活等緊急支援交付金や既存の県補助制度を活用することとし、個別具体の事業の取扱いは協議により知事が決定。

例 対象事業： イベント
バスの運行・レンタサイクル等地域における移動の確保に必要な事業、ハード事業の事業化のための検討・計画・調査費
対象外事業：パンフレット、マップの作成

※4 新規に実施され継続性が認められるもので、広く(市外から)人を呼び込み地域内外の交流を促進するものを対象とする。

- 補助率： 原則、市町村負担額の1/2
- 補助上限額：原則、「イベント」「地域における移動の確保等」のそれぞれで20,000千円/地区
- 補助対象期間：原則、事業毎に3年以内(3年を超える場合は別途協議)
- 補助の方法：事業年度に一括で補助

③県有資産の貸付・譲渡

- 支援内容： 現行の減額基準を20%かさ上げ
- 支援期間： 貸付については貸付期間を通して適用
- ※ 個別協定段階における上記①、②については、議会による予算の議決を前提とする。

5. 連携協定の一般的な流れ

